

公的助成金・減税等活用の早見表

① 中小企業経営に関する総合的な情報を提供

(J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト)

サイト名	概要	ネット掲載内容	問合せ先	期間
J-Net21 中小企業ビジネス 支援ポータルサイト	<p>中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供</p> <p>対象となる方 中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者 中小企業支援担当者等</p> <p>ご利用方法 J-Net21のホームページにアクセス！ http://j-net21.smrj.go.jp/</p> <p>※中小企業庁のホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/)からもアクセス可能</p>	<p>【起業する】起業・創業を目指す人向けに、業種別スタートアップガイドなど起業準備に必要なさまざまな情報を掲載</p> <p>【事業を広げる】 農商工連携、地域資源活用、新連携の施策情報を中心に事業拡大や、販路開拓に関する情報を提供</p> <p>【経営をよくする】 経営課題にこたえるQ&Aや、元気な中小企業の成功事例、新しい環境規制に関する情報などを掲載</p> <p>【支援情報・機関を知る】 全国の中小企業支援機関の最新の施策情報や、その施策を活用して成長を遂げた企業の事例などを掲載</p> <p>【資金を調達する】 数ある公的機関の資金・助成金情報のなかから、事業に適した施策が簡単に検索できる</p> <p>【製品・技術を開発する】 中小企業のモノづくりを支援する情報を提供</p> <p>【経営自己診断システム】 中小企業の方が、自社の財務情報等を入力すると、即時に財務状況と経営危険度を把握できる</p>	<p>・中小企業基盤整備機構 広報統括室 広報課 電話 03-5470-1519</p> <p>「経営自己診断システム」 ・中小企業基盤整備機構 新事業支援部 創業・ベンチャー支援課 電話 03-5470-1564</p>	随時情報更新

② 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先	期間
若年者等正規雇用化特別奨励金	就職が困難な年長フリーター等(25～39歳)や採用内定を取り消された就職未決定者を期間の定めのない労働契約により正規雇用する事業主に対して助成(過去1年間に雇用保険の被保険者でなかった25歳以上40歳未満の求職者を正社員として雇い入れる場合)	対象者1人につき、100万円	都道府県労働局 ハローワーク	
派遣労働者雇用化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク	
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円 (最長3カ月間)	都道府県労働局 ハローワーク	
特定就職困難者雇用開発助成金	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき90万円(短時間労働者は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき135万円(短時間労働者は90万円) 【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき240万円(短時間労働者は90万円)	都道府県労働局 ハローワーク	
高齢者雇用開発特別奨励金	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年間以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円 (短時間労働者は60万円)	都道府県労働局 ハローワーク	
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき新分野進出等または生産性の向上を図るための基盤となる人材または当該基盤人材とともに一般労働者を雇い入れた場合に助成	【新分野進出等の場合】 基盤人材(一般労働者)1人当たり140(30)万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域においては210(40)万円、最大5人まで。 【生産性の向上を図る場合】 基盤人材(一般労働者)1人当たり140(30)万円(小規模事業主の場合は180(40)万円)、最大5人まで。注:()内の金額は一般労働者を雇い入れた場合の支給金額	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター 新潟センター TEL025-247-5323	
地域雇用開発助成金 (地域求職者雇用奨励金)	過疎等雇用改善地域内で事業所の設置・整備(費用300万円以上)を行い、併せて地域求職者を3人以上(創業の場合は2人以上)を雇い入れる場合 ※指定地域のみ		都道府県労働局 ハローワーク	

③ 労働者が創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先	期間
新規創業サポート助成金	新規制の高い技術や商品、サービスをもとに、県内で創業しようとする個人又はグループ、創業2年未満の企業に対して、創業に必要な経費を助成	助成金額：500万円以内（連続申請の場合、2年目は300万円が上限） 助成率：2/3以内	（財）にいがた産業創造機構 創業・経営革新チーム TEL025-246-0051	募集期間 平成22年4月1日（木）～ 平成22年4月28日（水） 助成期間 交付決定日から 平成23年2月末日まで （同一テーマで最長2ヶ年 連続申請が可能）
創業準備オフィス	創業しようとする個人、グループ、創業3年未満の企業、新規事業部門を立ち上げ後3年未満の企業を対象に、朱鷺メッセ万代島ビル11階「NICOプラザ」内のオフィススペースを提供 単なる貸しオフィスではなく、入居者の成長をトータルかつ強かにサポート	【オフィススペース】 1名用ブース 3.00㎡ 5区画 使用料 ¥4,500/月 2名用オフィス 16.32㎡～18.05㎡ 4区画 使用料 ¥24,500～ ¥27,100/月 4名オフィス 33.1㎡ 1区画 使用料 ¥49,700/月 使用料には、インターネット回線料を含みますが、光熱水費 電話、コピー使用料は別途負担	（財）にいがた産業創造機構 創業・経営革新チーム TEL025-246-0051	募集期間 随時受付 （オフィスの空き状況など につきましては左記に 問い合わせ） 入居期間：原則1年間
平成22年度起業チャレンジ奨励事業	新潟県内において、幅広い創業の促進と雇用の創出を目的とする 対象者：創業事業計画に基づいて県内に事業所を設置し、創業する方 （法人の場合は、法人登記を実施していない方が対象になる） 助成対象事業及び助成金の交付条件 1.助成対象期間（平成23年2月末日）までに創業に至る事業 2.1年以上の事業継続が見込まれるもの 3.3年以上の事業計画を策定するもの 4.助成対象外の事業でないもの（風俗営業他）	助成金の交付条件 創業に必要な経費（下限額を50万円）について、100万円を上限に支援。ただし、2人以上の新規雇用を伴う場合で、必要な経費が200万円を超えた場合については、その1/2を支援し、上限額を300万円とする 助成対象経費 事業対象経費 ・事業拠点開設費（事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事務所の増改築費、事業用車両購入費、法人登記費用—印紙・登録免許税を除く、消耗品費等） ・事業促進費（人件費—本人、3親等以内の親族を除く、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費等）	（財）にいがた産業創造機構 創業・経営革新チーム TEL025-246-0051	募集期間 平成22年4月28日（水） ～6月16日（水）17:00 必着 助成対象期間 交付決定日から平成23年 2月末日まで
受給資格者創業支援助成金	雇用保険の受給資格者が創業し、1年以内に雇用保険の適用事業の事業主となった場合、創業に要した費用の一部を助成し、失業者の自立を支援する制度	創業に要した費用の一部を最大200万円（対象経費の1/3） （特定地域進出の場合は最大300万円） （対象経費の1/2）助成	都道府県労働局 ハローワーク	
高年齢者等共同就業機会創出助成金	45歳以上の高年齢者等が、その職業経験を活かして共同して事業を開始し、労働者を雇い入れ継続的雇用就業の機会を創設した場合に、事業開始に要した費用の一部を助成	支給対象経費の合計額に対し、その事業所が所在する都道府県の有効求人倍率に応じた支給割合を乗じた額で、最大500万円を助成	独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構 各都道府県雇用開発協会	
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき新分野進出等または生産性の向上を図るための基盤となる人材または当該基盤人材とともに一般労働者を雇い入れた場合に助成	【新分野進出等の場合】 基盤人材（一般労働者）1人当たり140（30）万円（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域においては210（40）万円、最大5人まで。 【生産性の向上を図る場合】 基盤人材（一般労働者）1人当たり140（30）万円（小規模事業主の場合は180（40）万円）、最大5人まで。注：（）内の金額は一般労働者を雇い入れた場合の支給金額	独立行政法人雇用・能力開発 機構都道府県センター 新潟センター TEL025-247-5323	

④ 労働者の能力開発を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先	期間
職場適応訓練費	雇用保険の受給資格者に作業環境への適応を目的として訓練を実施した事業主に職場適応訓練費、訓練生には雇用保険失業等給付を支給	訓練費として職場適応訓練生1人について月額24,000円(重度障害者25,000円) 短期の職場適応訓練は日額960円(重度障害者1,000円) 職場適応訓練生には、失業給付を支給	都道府県労働局 ハローワーク	
訓練等支給給付金	労働者のキャリア形成を効果的に行うため目標を明確にした職業訓練を実施、職業能力開発の支援職業能力評価の実施等を行う事業主を助成	職業訓練を受けさせた対象事業主に、対象経費等または賃金に一定の助成率を乗じた額、もしくは、一定額を助成	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター	
職業能力評価推進給付金	従業員に、厚生労働大臣が定める職業能力評価を受けさせた事業主に対してその費用および賃金の一部を助成	職業能力検定の受検に要した経費の3/4 職業能力検定期間中の賃金の3/4	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター	
中小企業雇用創出等能力開発助成金	都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主等が高度人材の確保、新分野への進出、青少年の実践的職業能力の習得のため行った職業訓練の経費および賃金の一部を助成	座額の教育訓練の経費の1/2(小規模事業所2/3)、賃金の1/2(小規模事業所2/3)、OJTの外部講師の謝金の1/2(小規模事業所2/3)、事業主負担の能力開発経費の1/2(小規模事業所2/3)、職業能力開発休暇中の賃金の1/2(小規模事業所2/3)	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター	
中小企業緊急雇用安定助成金 活用型訓練 (新潟市雇用維持・教育訓練緊急支援事業)	国の中小企業緊急雇用安定助成金を活用して、労働者の雇用の維持を図る中小企業者に対し、新潟市が教育訓練の場の提供を図り、労働者の職業能力の向上と中小企業の雇用の安定をすすめるものです 平成22年度新潟市雇用維持・教育訓練緊急支援事業 ①自己啓発講座②コミュニケーション能力開発講座 ③ビジネスマナー講座④パソコン講座・ワード初級 ⑤パソコン講座・ワード応用⑥パソコン講座・エクセル初級 ⑦パソコン講座・エクセル応用⑧問題解決法(ロジカルシンキング)講座⑨リーダーシップ講座⑩生産性向上基礎(5S)講座 ⑪プレゼンテーション講座⑫CSクレーム対応力講座	申込から受講までの流れ(受講料無料) ①申込→②実施計画届(写)等の提出→③受講 申込資格 新潟市内に事業所がある中小事業者で、次のいずれかに該当すること。 (1)「中小企業緊急雇用安定助成金」を活用している中小企業者 (2)「中小企業緊急雇用安定助成金」の申請を予定している中小企業者 ※「中小企業緊急雇用安定助成金」の要件等については、下記または、お近くのハローワーク・労働局等に ※「雇用調整助成金」の対象となる企業は本事業の対象になりませんので注意	新潟市雇用対策課 025-226-1642 HP: http://www.city.niigata.jp/info/koyo/training	申込受付期間 受付開始: 受講希望講座が開催される月の2ヶ月前の1日(土・日・祝日の場合は翌日)から申込 受付終了: 受講希望講座ごとに設定された申込受付期間内に申込(定員に達した場合はキャンセル待ち)

⑤ 労働者の教育訓練を後押しする減税措置

減税名	概要	減税内容	問合せ先	期間
人材投資促進税制	<p>従業員の教育訓練に積極的な企業について、教育訓練費の一定割合の額が減税されます。青色申告を提出する資本金1億円以下の中小企業等が対象</p> <p>本税制の対象となる教育訓練費は、従業員の職務に必要な技術又は知識を習得・向上させるために教育訓練を従業員に受けさせる場合に会社が支出する費用で、外部の研修に参加させるための費用や、外部講師への謝金、外部研修施設の賃借料、研修用の教材費購入費、研修委託費等が該当。自社の従業員への給与・旅費・食費や福利厚生目的の支出は教育訓練費に該当しません</p> <p>税務署に青色申告(確定申告等)する際に、申告書に必要書類を添付する</p>	<p>労務費(使用人(役員を除く)に対する給与等、法定福利費、及び教育訓練費の合計額)に占める教育訓練費の割合に応じて、下記の(1)～(3)のとおり教育訓練費の一定割合に相当する額を当期の法人税額から控除することができる。</p> <p>(1)教育訓練費が労務費の0.25%以上の場合 税額控除率は12%となります 減税額＝教育訓練費×12%</p> <p>(2)教育訓練費が労務費の0.15%以上0.25未満の場合 税額控除は、労務費に占める教育訓練費の割合に応じて8%～12%となります。 減税額＝教育訓練費×{8%+(教育訓練費÷労務費－0.15%)×40}</p> <p>(3)教育訓練費が労務費の0.15%未満の場合 税額控除を受けることはできません。</p> <p>本制度の減税額は、法人税額の20%相当額から他の中小企業等基盤強化税制による減税額を限度とする</p>	<p>中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763(直通)</p>	<p>平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで に開始する事業年度</p>

⑥ 短時間労働者の雇用環境を整備する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先	期間
短時間労働者均衡待遇推進等助成金	<p>事業主が、正社員と共通の評価・資格制度や正社員への転換制度等、短時間労働者と正社員との均衡待遇に向けた制度を設け、制度の対象者が出た場合に、一定額を助成</p>	<p>【正社員への転換制度等を導入した場合】対象者1につき30万円(中小企業事業主には10万円増額)、短時間正社員制度を導入した場合は上記のほかに5年以内に2人～10人目1人1回10万円(中小企業事業主には5万円増額)</p>	<p>(財)21世紀職業財団地方事務所</p>	

⑦ 育児・介護労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先	期間
中小企業子育て支援助成金	育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た中小企業事業主(労働者数100人以下)に助成金を支給	【1人目】育児休業(子が1歳未満)100万円 短時間勤務(子が3歳未満)60万円 【2人～5人目】育児休業(子が1歳未満)80万円、 短時間勤務(子が3歳未満)40万円、60万円、80万円 (利用期間に応じて)	都道府県労働局	
代替要員確保コース	育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を現職等に復帰させた事業主を助成	【原職復帰を平成12年4月1日以降規定】 支給対象者1人40万円(中小企業50万円)、 2人目以降10万円(中小企業15万円) 【原職復帰を平成12年3月31日以前規定】 5年間10人まで10万円(中小企業15万円)	(財)21世紀職業財団地方事務所	
休職中能力アップコース	育児・介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、職場適応性や職場能力の維持回復を図るための措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主を助成	受給額は、プログラムの内容や実施期間に応じて決められます。支給対象者1人当たりの限度額は16万円(中小企業21万円) 1事業所当たり育児休業者、介護休業者それぞれ延べ100人まで	(財)21世紀職業財団地方事務所	
子育て期の短時間勤務コース	小学校3学年終了までの子を養育する労働者に短時間勤務制度を連続して6ヵ月以上利用させた事業主を助成	支給対象労働者が最初に生じた場合40万円(一般事業主行動計画の策定・届け出ある場合の中小規模事業主50万円)、2人以降生じた場合大規模事業主10万円中小規模事業主15万円、有期雇用労働者が最初に利用した場合20万円、専門家の助言を受け対象労働者が最初に生じた場合30万円	(財)21世紀職業財団地方事務所	
職場風土改革コース	両立支援制度を利用しやすくする職場環境整備を計画的に行う事業主を(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定し成果を上げた事業主を助成	【1年度目】事業実施前に比べ両立指標得点が向上した事業主50万円【2年度目】1年目よりさらに両立指標得点が向上した事業主50万円、女性の育給取得率80%以上、かつ、男性のそれが10%以上であって事業終了後の両立指標得点が190点以上の事業主50万円加算	(財)21世紀職業財団地方事務所	
育児・介護費用等補助コース	労働者の育休・介休の費用補助を行った事業主及び育休・介休のサービスを行うものと契約しそのサービスを労働者に利用させた事業主を助成	中小企業の場合育児サービス費用の3/4介護サービス費用の1/2、大企業の場合両サービス費用の1/3、限度額は1年間につき両サービス利用者1人当たり30万円(中小企業40万円)、かつ、1事業所当たり360万円(中小企業480万円)。補助制度を平成10年4月1日以降新たに設け、初めての費用補助した場合に加算があります	(財)21世紀職業財団地方事務所	
介護未経験者確保等助成金	介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く)として雇い入れ定着した場合に助成	【6ヵ月以上定着した場合】対象者1人25万円(介護参入特定労働者の場合50万円) 【さらに6ヵ月以上定着した場合】対象者1人につき、25万円(介護参入特定労働者の場合50万円)	都道府県労働局 ハローワーク	
介護基盤人材確保等助成金	特定労働者(介護福祉士、1級訪問介護員等)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く)として雇い入れ、雇用する被保険者の定着率が一定以上であった場合に助成	特定労働者1人につき、上限70万円(1事業主につき3人まで)	都道府県労働局 ハローワーク	

⑧ 設備投資を行った場合の税制措置

減税名	概要	減税内容	問合せ先	期間
中小企業投資促進税制	<p>機械・装置その他対象設備・資産を導入された場合、税制の特別措置を受けることができる青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業等</p> <p>ただし、料理店その他飲食店業のうち料亭・キャバレー・ナイトクラブなど、サービスのうち物品賃貸業・娯楽業(映画業を除く)、性風俗関連特殊営業に該当する事業は除く</p> <p>手続</p> <p>(1) 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄の税務署に申告</p> <p>(2) 取得等をした設備について、その性能、取得価格等を立証できる資料の保存が必要</p>	<p>対象となる設備・資産</p> <p>(1) 機械・装置(1台または1基の取得価額が160万円以上)</p> <p>(2) 特定の器具・備品(電子計算機、デジタル複合機)(1台または1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円)</p> <p>(3) 一定のソフトウェア(合計の取得価格が70万円以上)</p> <p>(4) 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)</p> <p>(5) 内航船舶(ただし取得価格の75%が対象)</p> <p>※機械・装置については、製品を製造する設備など種類を問わず幅広く利用することができるソフトウェアについては、サーバー用のOS、データベース管理ソフトウェア、ファイアウォールソフトウェアなどが除外されます</p> <p>措置の内容</p> <p>7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます(ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります)。</p>	<p>国税庁、国税局(事務所) または税務署の税務相談窓口</p> <p>中小企業庁 財務課 電話03-3501-5803</p>	<p>平成24年3月31日まで</p> <p>※本制度は、税制改正法案が国会の審議を経て可決・成立することが必要(平成22年3月現在)</p> <p>詳しくは、担当税理士まで</p>
減税名	概要	減税内容	問合せ先	期間
中小企業等基盤強化税制	<p>流通・サービス業や特定の中小企業者の方が機械・装置等の取得をした場合や、中小企業の方が従業員の教育訓練を行った場合、税制の特別措置を受けることができます。</p> <p>【対象となる方】</p> <p>青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等で、</p> <p>(1) 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となるサービス業は除きます。)</p> <p>(2) 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者</p> <p>(3) 中小企業地域資源活用促進法に基づく計画の認定を受けた者のうち一定の基準を満たす中小企業者</p> <p>(4) 農工商等連携促進法に基づく計画の認定を受けた中小企業者</p> <p>※(2)、(3)、(4)については、中小企業基本法上の中小企業が対象になり、業種毎に中小企業の範囲が異なります(例えば、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員数300人以下)</p> <p>(5) 労務費に占める教育訓練費割合が一定水準以上の者</p>	<p>【対象となる設備・費用】</p> <p><(1)～(4)に該当する者></p> <p>機械・装置(1台または1基の取得価格が280万円以上)</p> <p><(1)に該当する者></p> <p>器具・備品(電子計算機については、処理語長16～32ビット、主記憶容量32メガバイト以下のものに限り)(1台または1基の取得価額120万円以上)</p> <p><(5)に該当する者></p> <p>教育訓練費(労働費用に占める割合が0.15%以上)</p> <p>【措置の内容】</p> <p>対象となる設備について、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産については、税額控除のみを利用できます。</p> <p>対象となる教育訓練費について、8～12%の税額控除を受けることができます</p> <p>【手続の流れ】</p> <p>(1) 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します</p> <p>(2) 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です</p>	<p>国税庁、国税局(事務所) または税務署の税務相談窓口</p>	<p>平成23年3月31日まで</p>

⑨ 設備投資を行った場合の支援

支援名	概要	支援内容	問合せ先	期間
設備貸与制度	経営基盤の強化のために必要な設備を、割賦販売 またはリースする	下記一覧表	(財)にいがた産業創造機構 経営基盤強化チーム TEL025-246-0052	随時受付のうえ、順次審査
設備資金貸付	経営基盤の強化のために必要な設備の50%以内を 無利子で融資する	【融資対象外】 ①運転資金の場合②申込機械設置済みの場合 ③建物、工事費関係の場合④中古機械の場合		
一覧表	設 備 貸 与 制 度		設 備 資 金 貸 付	
	割賦方式	リース方式		
対象者	従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)の事業者 ただし、常時雇用する従業員が50人以下の中小企業の方で、次の要件に全て該当すれば対象となる ①金融機関(旧国民生活金融公庫、旧住宅金融公庫、信用組合、信用金庫を除く)からの総借入残高が3億円以下 ②最近3カ年の決算における平均利益(経常利益)が、3,500万円以下 ③法人企業は、大企業からの出資が1/3以下			
利用額	100万円～6,000万円		50万円～4,000万円	
利率	2.4%(固定)	1.387%～2.985%		無利子
返済期間	7年	3年～7年		7年

⑩ 新潟市の支援事業

支援名	概要	支援内容	問合せ先	期間	
がんばるまちなか支援事業	まちなかの活性化を図るため、地域の特色を活かした効果的で継続性のある空き店舗の有効活用事業を市内全域から募集する事業。募集後、外部審査員等からなる選定委員会で事業を選定する。 募集期間：平成22年6月28日(月)～平成22年7月16日(金)		商業振興課 商業振興係 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1 電話025-226-1633 ファックス 025-228-1611 電子メールアドレス shogyo@city.niigata.lg.jp	募集期間： 平成22年6月28日(月) ～平成22年7月16日(金) 選定委員会 外部の有識者等で構成する 選定委員会において、公開 によるプレゼンテーション 及びヒアリングを実施し、 事業を決定 〔開催日時〕 7月28日(水)午後1時から 〔開催場所〕 新潟市役所第2分館4階 2-404会議室 〔参加人数〕 各事業者2名以内	
	①空き店舗運営事業 事業内容：商店街の空き店舗を賃貸し、自らコミュニティ施設や共同店舗等として運営する事業 対象者：コミュニティ施設運営(商店街団体、公益活動団体 その他の団体) ：共同店舗等運営(商店街団体、公益活動団体)	I.事業開始～平成23年3月31日 【対象経費】改装費、賃借料、誘致活動費 【補助率】2/3 【限度額】500万円			
	【コミュニティ施設】 子育て支援、世代間交流、文化的活動、地域情報発信等 のため設置され、地域住民の交流の場となる施設 【公益活動団体】 NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ協議会 【誘致活動費用】 会議開催に係る費用や広告宣伝費等	II.平成23年4月1日～平成26年3月31日 【対象経費】賃借料 【補助率】2/3 【限度額】500万円/年(41万7千円/月) 【補助機関】 事業開始から3年間 補助期間内の補助総額は1,500万円を限度			
	※商店街団体以外の場合は、地元商店街団体の賛同を得ていることが必要です。				
	※地域拠点商業活性化推進事業については、補助機関の延長等があります。				
②チャレンジショップ事業 事業内容：商店街団体が空き店舗を賃貸し、集客効果のある業種等を運営する新規出店者を公募により選定し、転貸する 事業内容：商店街団体が空き店舗を賃貸し、集客効果のある 対象者：商店街団体	I.事業開始～平成23年3月31日 【対象経費】改装費、賃借料、誘致活動費 【補助率】2/3 【限度額】500万円				
	II.平成23年4月1日～平成24年3月31日 【対象経費】賃借料 【補助率】2/3 【限度額】500万円/年(41万7千円/月) 【補助機関】 事業開始から1年間 補助期間内の補助総額は500万円を限度				

支援名	概要	支援内容	問合せ先	期間
信用保証協会 保証料補助金	市制度融資300万円以下の信用保証付融資について、保証料の全額を補助する。また、無担保無保証人融資については、300万円超の融資であっても保証料金額75%を補助する。経営支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資については300万円超1,000万円以内までのものについても保証料金額の50%を補助する。	【対象者】信用保証付き市制度融資利用事業者 ※夏期・年末資金については当補助金制度を利用できない 受付・相談窓口(各区役所商工担当窓口) 中央区役所 地域課 産業振興室 025-223-7054 北区役所 産業振興課 商工観光係 025-387-1356 東区役所 地域課 産業振興室 025-250-2170 江南区役所 産業振興課 商工観光係 025-382-4809 秋葉区役所 産業振興課 商工観光係 0250-25-5689 南区役所 産業振興課 商工観光係 025-372-6505 西区役所 農政商工課 商工振興係 025-264-7630 西蒲区役所 産業観光課 商工観光係 0256-72-8454 を經由し、各金融機関へ申し込む	商業振興課 金融係 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1 電話025-226-1633 ファックス 025-228-1611 電子メールアドレス shogyo@city.niigata.lg.jp	

⑪ ベンチャー企業への投資に対する税制上の優遇措置

減税名	概要	減税内容	問合せ先	期間
エンゼル税制	一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の減税を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となります。 【対象となるベンチャー企業・個人投資家】 〔対象となるベンチャー企業の要件〕 I 創業(設立)10年未満(※1)の中小事業者であること II 新規性要件(※2)を満たすこと III 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を1/6以上取り入れている会社であること IV 大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人の所有に属さないこと V 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと 〔対象となる個人投資家の要件〕 VI 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること VII 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと ※1 下記「措置の内容」の内、①の対象となるのは <u>創業(設立)3年未満</u> のベンチャー企業となります ※2 新規性要件については、ベンチャー企業の設立経過年数で異なりますので、詳細は次のURLをご覧ください。→ http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/subject/index.html	【措置の内容】 〔対象となるベンチャー企業へ投資した年に受けることができる所得税減税〕 個人投資家は①、②のいずれかを選択可能です。 ①(ベンチャー企業への投資額-5千円)をその年の総所得金額から控除することができます。 (控除可能となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方) ②ベンチャー企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除することができます (控除可能となる投資額の上限なし) 〔対象となるベンチャー企業株式を譲渡した年に受けることができる所得税減税〕 ③未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)することができます。 ※投資時点の所得税減税を受けた場合には、その控除対象金額を取得価格から差し引いて売却損失を計算します 【手続きの流れ】 ステップ1 ベンチャー企業が各地域の経済産業局に確認申請を行います。 ステップ2 経済産業局より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告で必要な書類を交付します。 ステップ3 個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。	経済産業省経済産業政策局 新規産業室 電話03-3501-1569	